平成２１年（フ）第２１１号
宮城県石巻市蛇田字新東前沼328番地１
債務者　千葉　英雄
１　決定年月日時　平成21年12月３日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月16日まで
仙台地方裁判所石巻支部破産係

平成２１年（フ）第６７１号
熊本県菊池郡菊陽町武蔵ヶ丘３丁目24番20号
債務者　萩尾眞由美（旧姓山口）
１　決定年月日時　平成21年12月４日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月18日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２１年（フ）第９５０号
熊本県菊池郡菊陽町武蔵ヶ丘３丁目28番５号
債務者　藤井　京子
１　決定年月日時　平成21年12月３日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月18日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２１年（フ）第９６８号
熊本市本山２丁目７番12号、前住所熊本県玉名市岱明町上165番地
債務者　古庄　和幸
１　決定年月日時　平成21年12月３日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月18日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２１年（フ）第９８４号
熊本市花立６丁目７番51号
債務者　北里　陽子
１　決定年月日時　平成21年12月３日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月18日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２１年（フ）第１０００号
熊本県下益城郡城南町大字今吉野1107番地６
債務者　竹田　哲也
１　決定年月日時　平成21年12月３日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月18日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２１年（フ）第１００１号
熊本県下益城郡城南町大字今吉野1107番地６
債務者　竹田　理絵
１　決定年月日時　平成21年12月３日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月18日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２１年（フ）第１０１６号
熊本県熊本市黒髪４丁目７番17号
債務者　矢野まり子
１　決定年月日時　平成21年12月３日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月18日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２１年（フ）第１１１２号
熊本市弥生町１番25号　弥生ハイツＬ101号
債務者　福島　正修
１　決定年月日時　平成21年12月３日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月18日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２１年（フ）第２８９号
山口県防府市牟礼今宿１丁目８番22号　サンシティー高光203
債務者　下尾　忠弘
１　決定年月日時　平成21年12月３日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月19日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第２９４号
山口県防府市大字牟礼1076番地の４
債務者　中村　浩二
１　決定年月日時　平成21年12月３日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月19日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第５０８号
北海道旭川市大町１条６丁目14番地の221　ノースピュア201号室
債務者　戸田　明美
１　決定年月日時　平成21年12月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年１月27日まで
５　免責審尋期日　平成22年２月３日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第５６９号
北海道旭川市春光６条９丁目１番１―44号
債務者　笹原　智弘
１　決定年月日時　平成21年12月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年１月27日まで
５　免責審尋期日　平成22年２月３日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第５８３号
北海道旭川市春光台１条２丁目１番14号
債務者　谷　浩一
１　決定年月日時　平成21年12月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年１月27日まで
５　免責審尋期日　平成22年２月３日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第５８９号
北海道雨竜郡沼田町字東予1600番地１
債務者　篠原　敏
１　決定年月日時　平成21年12月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年１月27日まで
５　免責審尋期日　平成22年２月３日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第５９０号
北海道旭川市神楽１条11丁目４番１号　ＡＢＥ２戸借家２Ｆ
債務者　武田　正恵
１　決定年月日時　平成21年12月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年１月27日まで
５　免責審尋期日　平成22年２月３日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第５９６号
北海道旭川市南７条通21丁目1967番地の257
債務者　奥山眞理子
１　決定年月日時　平成21年12月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年１月27日まで
５　免責審尋期日　平成22年２月３日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部